

# 韓国での特許出願における優先権主張の 手続（外国優先権）



崔達龍国際特許法律事務所

弁理士・崔 成基

崔達龍国際特許法律事務所は1999年に創立された。日本企業の出願等を専門に扱っているため、ホームページ([www.choipat.com](http://www.choipat.com))には韓国知財関連法令の和訳を掲載している。崔成基氏の専門は、電気・電子・機械分野である。

## ■ 概要

韓国での特許出願について条約による優先権主張をする場合には、韓国で特許出願と同時に出願書に趣旨等を記載しなければならない。優先権証明書類は優先日から1年4か月以内に提出しなければならない。適法に優先権を主張する特許出願については、該優先権の基礎となる出願の発明と同一の発明に対する特許要件（特許法第29条および第36条）等の適用において、該特許出願の出願日は、該優先権の基礎となる出願の出願日（優先日）に遡及される。優先権主張が適法でない場合、その特許出願については優先権主張を伴わない通常の出願として審査する。

## ■ 詳細及び留意点

韓国国民の特許出願について優先権の主張を認める該条約同盟国の国民または韓国国民が、該同盟国または他の同盟国に特許出願をした後、所定期間以内（1年）に、韓国で、該出願に基づく優先権の主張を伴う特許を出願した場合、基礎出願と同一発明について特許要件（特許法第29条および第36条）の適用において、該同盟国に出願した日に遡及される。

優先権を主張する場合には、特許法第54条、特許法施行規則第25条等の手続きに従わなければならない。

### 1. 優先権主張の趣旨記載等

優先権主張をしようする者は特許出願時の出願書にその趣旨と最初の出願国名および出願年月日を記載せねばならず、優先権主張の基礎になる出願の最初の出願番号を記載しなければならない（特許法第 54 条第 3 項）。

また、優先権主張に関する手数料を納付しなければならない。

## 2. 優先権証明書類の提出

### (1) 原則

優先権主張をする者は優先日(複数の優先権主張を随伴する場合には優先日のうち最先日)から 1 年 4 か月以内に最初の出願国政府が認める特許出願日を記載した書類と発明の明細書および図面の謄本(優先権証明書類)を特許庁長に提出しなければならない(特許法第 54 条第 4 項および第 5 項)。

### (2) 優先権証明書類の提出省略

特許法施行規則で定める国の場合には、最初に出願した国の特許出願の出願番号および世界知的所有権機関(WIPO)へ電子的媒体で送達するために必要な固有番号(アクセスコード)を特許出願書に記載し、別途の証明書類提出を省略することができる(特許法第 54 条第 4 項)。

優先権証明書類の提出省略が可能な国は現在、日本、ヨーロッパ特許条約(EPC)の締約国、米国、中国、台湾および世界知的所有権機関(WIPO)のデジタルアクセスシステム(DAS、Digital Access System)を通じて、優先権証明書類を電子的に送達することに合意した国がこれに該当する(特許法施行規則第 25 条第 2 項)。

### (3) 分割出願または変更出願

分割出願または実用新案から特許に変更出願をする場合には、最先の優先日から 1 年 4 か月の期間が過ぎた後でも分割出願または変更出願をした日から 3 か月以内に優先権証明書類を提出することができる(特許法第 52 条第 4 項、第 53 条第 6 項)

#### (4) 優先権証明書類の翻訳文提出

特許庁長または特許審判院長は、審査・特許取消申請または審判のために必要な場合、期間を定めて優先権証明書類について翻訳文を提出するよう命じることができる（特許法施行規則第 25 条第 3 項）。優先権主張に関する書類のうち、明細書および図面の記載内容が特許出願書に添付された明細書および図面の記載内容と同一な部分に対しては、その趣旨を記載し翻訳文の提出を省略することができる（特許法施行規則第 25 条第 4 項）。

### 3. 優先権主張の補正

出願と同時に優先権主張をし、その優先権主張の基礎となる出願のうち少なくとも一つが出願日から 1 年以内である場合には、最先の優先日から 1 年 4 か月以内に優先権主張を補正するか追加することができる（特許法第 54 条第 7 項）。

### 4. 外国の審査結果提出命令

優先権主張を伴った特許出願の審査に必要な場合には、期間を定めてその優先権主張の基礎になる出願をした国の審査結果に対する資料（その審査結果が無い場合にはその趣旨を記した意見書をいう）の提出を特許出願人に命じることができる（特許法第 63 条の 3）。

### 5. PCT による国際特許出願

(1) 国際特許出願の場合、国際出願日に提出した出願書を韓国に出願した特許出願書とみなすことで（特許法第 200 条の 2 第 1 項）、国際出願日に提出した出願書に優先権主張を記載した場合、優先権が主張されたこととみなす。

(2) 国際特許出願の出願人は国内書面提出期間（優先日から 2 年 7 か月）以内に、国内移行の意思を表示する特許法第 203 条の書面を提出しなければならない。特許法第 203 条の書面には、国際出願時に優先権を主張した場合、その優先権主張の出願国、出願番号および出願年月日を記載する。

### (3) 優先権証明書類の提出

①国際出願時に優先権を主張し優先権書類を提出した場合、その優先権書類の写本は国際事務局を通じて韓国に送付される。

②国際出願時に優先権を主張し優先権書類を提出しない場合、特許庁長は期間を定めて優先権書類の提出を命じなければならない。提出命令を受けた者が期間内に優先権書類を提出しない場合には、その優先権主張は効力を喪失する（特許法施行規則第 113 条の 2）。

### ■ソース

- ・ 韓国特許法
- ・ 韓国特許法施行規則
- ・ 韓国特許実用新案審査基準
- ・ 韓国出願方式審査指針書

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)